

【参考】土地の形質の変更（盛土・切土）にかかるイメージ図

※ シート1,2 の記入に際して、以下のイメージ図を参照してください。

各要件のイメージ（許可が必要となる場合） ※赤字：宅地造成等工事規制区域(シート1)、青字：特定盛土等規制区域(シート2)	
シート1,2 の要件の区分	<p>○盛土により生ずる崖</p>
	<p>○切土により生ずる崖</p>
	<p>○盛土と切土を同時に行い生ずる崖</p>
	<p>○盛土（崖を生じない場合）</p> <p>(崖を生じないもの)</p>
	<p>○盛土又は切土（崖の有無は問わない）</p> <p>面積 > 500㎡、 > 3,000㎡ (盛土又は切土のみの場合も含む) ※計画高と現況高の差(厚さ) > 30cm (> 30cm)</p>
	<p>【備考】</p> <p>※崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外のもの（擁壁で覆われている場合を含む）</p>

※三重県における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）に基づく規制区域の指定については、県土整備部建築開発課の盛土規制法に関するホームページを参照してください。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm>

※許可要否の判断に係る詳細については、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引（案）」を参照してください。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001185235.pdf>

※許可要否の判断に迷う場合は、県土整備部建築開発課開発審査班若しくは計画地を管轄する三重県の各建設事務所へご相談ください。

※許可が必要となった場合は、県土整備部建築開発課開発審査班若しくは計画地を管轄する各建設事務所に必要な手続きを行ってください。
なお、特定盛土等規制区域においては、「許可」が不要となる場合でも「届出」が必要になる場合があります。